

マイナンバーに係る本人確認書類

(5ページ)本人確認書類の例参照
を持参してください。

・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等を持参してください。

法定調書の作成・提出は
e-Taxで

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署へ提出できます。詳しくはe-Taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を

利用開始の手続きやパソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、また、よくある質問(Q&A)など、

e-Taxに関する最新情報についてお知らせしていますのでご覧ください。

※平成28年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、1月31日(火)です。

問 東金税務署

☎0475(52)3121

※自動音声でご案内しており、担当者にご用件にお答えします。

申告書にはマイナンバー
の記載が必要です!

◎平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

◎税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、申告されるご本人の**本人確認書類の提示または写しの添付**が必要です。

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認及び身元確認書類】

②通知カードなど【番号確認書類】+
運転免許証など【身元確認書類】

※郵送にて申告書を提出する場合は、**①の写しまたは②の写しを添付**してください。

(①の写しを添付する際は、表面と裏面の写しが必要です。)

※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



町県民税・所得税の
申告相談と提出会場

2月16日(木)から3月15日(水)までの土・日曜日を除く毎日、文化会館に申告の相談会場を開設します。

町で受けられない申告相談

次の申告相談は、税務署へご相談ください。

- ・青色申告・消費税・贈与税
- ・雑損控除・相続税
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告

※提出のみの方は、税務課と文化会館で受付します。

持ち物 マイナンバーに係る本人確認書類(5ページ)本人確認書類の例参照

給与や賃金を支払う方へ
〈源泉徴収票・給与支払報告書〉

平成28年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(火)までに全ての受給者に交付し、一定金額以上のもは税務署にも提出することになります。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、全てを受給者の住所地(平成29年1月1日現在)の市町村に提出することになります。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

問 税務課課税班 ☎(84)1212

決算・確定申告

早期提出のための出張相談会

東金青色申告会 横芝支部・光支部

光地域

とき 2月2日(木)

ところ 町民会館

横芝地域

とき 2月3日(金)

ところ 文化会館

《共通事項》

午前の部 午前9時30分～正午

午後の部 午後1時～4時

対象 個人青色申告者

相談内容 記帳方法・決算書の作成、
確定申告(所得税)

問 一般社団法人東金青色申告会

☎0475-52-1284

